

新旧対照表

○議案第42号 木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧				
<u>木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例</u> 平成30年3月14日 条例第2号 (設置) 第1条 市は、市民の自主的な活動の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、<u>木更津市地域交流センター</u>（以下「交流センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 (業務) 第3条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(4) 略 <u>(5) 協働のまちづくりに関すること。</u> <u>(6) 学校、図書館等の教育、文化に関する諸施設との連携に関すること。</u> <u>(7)・(8) 略</u> (休館日) 第4条 交流センターの休館日は、次に定めるとおりとする。<u>ただし、市長は、必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> <u>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号において「休日」という。)(木更津市金田地域交流センター(同号、第20条第1項、第21条及び第22条第1項において「金田交流センター」という。)を除く。)</u> <u>(2) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)(金田交流センターに限る。)</u> <u>(3) 略</u>	<u>木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例</u> 平成30年3月14日 条例第2号 (設置) 第1条 市は、市民の自主的な活動の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、<u>木更津市金田地域交流センター</u>（以下「交流センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、<u>次</u>のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>木更津市金田地域交流センター</u></td><td><u>木更津市金田東六丁目11番地1</u></td></tr></table> (業務) 第3条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(4) 略 <u>(5)・(6) 略</u> (休館日) 第4条 交流センターの休館日は、次に定めるとおりとする。<u>ただし、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>は、必要と認めるときは、<u>あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> <u>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)</u> <u>(2) 略</u>	名称	位置	<u>木更津市金田地域交流センター</u>	<u>木更津市金田東六丁目11番地1</u>
名称	位置				
<u>木更津市金田地域交流センター</u>	<u>木更津市金田東六丁目11番地1</u>				

(開館時間)

第5条 交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことができる。

(1)～(6) 略

4 市長は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用中止の届出)

第7条 利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設等（以下「許可施設等」という。）の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(開館時間)

第5条 交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 第3条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する業務

(2) 交流センターの利用及びその制限に関する業務

(3) 交流センターの管理運営に関する業務

(4) 施設等の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことができる。

(1)～(6) 略

4 指定管理者は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用中止の届出)

第9条 利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設等（以下「許可施設等」という。）の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 略
(2) 第6条第3項各号のいずれかに該当するとき。
(3)～(5) 略

2 前項第1号から第4号までの規定により利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。
(物品販売等の許可)

第9条 施設等を利用しようとするものは、交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 第6条（第1項前段を除く。）から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。
(使用料)

第10条 利用者は、交流センターの利用に係る使用料を許可施設等を利用する前に市長に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 略

3 第1項の使用料の額は、別表第2及び別表第3に定める金額とする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料の減額又は免除（別表第2に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）をすることができる。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(使用料の返還)

第12条 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 略
(2) 第8条第3項各号のいずれかに該当するとき。
(3)～(5) 略

2 前項第1号から第4号までの規定により利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者が受けた損害については、市又は指定管理者はその賠償の責めを負わない。
(物品販売等の許可)

第11条 施設等を利用しようとするものは、交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 第8条（第1項前段を除く。）から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。
(利用料金)

第12条 利用者は、交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を許可施設等を利用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 略

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の減額又は免除をすることができる。

(利用料金の返還)

第14条 既に徴収した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

2 使用料の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

第13条・第14条 略

(入館の禁止等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

(1)～(3) 略

(立入り)

第16条 市長は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、利用中の施設に立ち入らせることができる。

(原状回復)

第17条 利用者は、その利用が終了したとき(第8条の規定により利用許可の取消しがあったときを含む。)は、直ちに許可施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。

2 市長は、前項に規定する場合において当該許可施設等を原状に復さないときは、自ら原状に復すとともに、当該許可施設等内の物品を他の場所において保管することができる。この場合において、当該原状回復又は当該保管に要する費用については、利用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第18条 略

(警察署長への意見聴取)

第19条 市長は、第6条第3項又は第8条第1項の規定により不許可又は利用許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、交流センターを利用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に属する団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、金田交流センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条及

2 利用料金の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

第15条・第16条 略

(入館の禁止等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

(1)～(3) 略

(立入り)

第18条 指定管理者は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者が指定する職員に、利用中の施設に立ち入らせることができる。

(原状回復)

第19条 利用者は、その利用が終了したとき(第10条の規定により利用許可の取消しがあったときを含む。)は、直ちに許可施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する場合において当該許可施設等を原状に復さないときは、自ら原状に復すとともに、当該許可施設等内の物品を他の場所において保管することができる。この場合において、当該原状回復又は当該保管に要する費用については、利用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第20条 略

(警察署長への意見聴取)

第21条 市長は、第8条第3項又は第10条第1項の規定により不許可又は利用許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、交流センターを利用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に属する団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第9条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに第17条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで、第7号及び第8号に規定する業務
- (2) 金田交流センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) 金田交流センターの管理運営に関する業務
- (4) 金田交流センターの施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(利用料金)

第22条 利用者は、金田交流センターの利用に係る利用料金を許可施設等を利用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の利用料金の額は、別表第4及び別表第5に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 第1項の利用料金の減額又は免除及び返還については、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料」とあるのは「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」と、「免除（別表第2に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）」とあるのは「免除」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条の見出し及び同条第1項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、指定管

理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 略

別表第1 (第2条)

名称	位置
木更津市中央地域交流センター	木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市富来田地域交流センター	木更津市真里谷110番地
木更津市岩根地域交流センター	木更津市高柳三丁目2番1号
木更津市鎌足地域交流センター	木更津市矢那899番地1
木更津市中郷地域交流センター	木更津市井尻789番地
木更津市富岡地域交流センター	木更津市下郡1770番地1
木更津市文京地域交流センター	木更津市文京二丁目6番54号
木更津市八幡台地域交流センター	木更津市八幡台四丁目2番1号
木更津市東清地域交流センター	木更津市笹子469番地1
木更津市清見台地域交流センター	木更津市清見台南五丁目1番29号
木更津市清見台地域交流センター附属体育館	木更津市清見台南五丁目1番29号
木更津市畑沢地域交流センター	木更津市畑沢1053番地12
木更津市岩根西地域交流センター	木更津市江川934番地1
木更津市西清川地域交流センター	木更津市永井作二丁目11番12号

(委任)

第22条 略

別表第1 (第12条第3項)

利用区分	単位	利用料金
多目的ホール	1時間当たり	1,500円
イベントスペース1	1時間当たり	500円
イベントスペース2	1時間当たり	500円
ワークショップ室1	1時間当たり	150円
ワークショップ室2	1時間当たり	150円
調理室	1時間当たり	400円
研修室1	1時間当たり	150円
研修室2	1時間当たり	150円
会議室1	1時間当たり	250円
会議室2	1時間当たり	250円
会議室3	1時間当たり	250円
和室1	1時間当たり	200円
和室2	1時間当たり	200円
コワーキングスペース (1人1席利用)	1時間当たり	50円
ギャラリースペース	1日当たり	1,000円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じて本表に規定する利用料金（以下「規定利用料金」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当

ンター	
木更津市波岡地域交流セン	木更津市大久保五丁目7番1号
ター	
木更津市桜井地域交流セン	木更津市桜井新町四丁目2番地
ター	
木更津市金田地域交流セン	木更津市金田東六丁目11番地1
ター	

別表第2（第10条第3項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市中央地域交 流センター	第1会議室	1時間当たり	400円
	第2会議室	1時間当たり	400円
	第3会議室	1時間当たり	400円
	第4会議室	1時間当たり	150円
	第5会議室	1時間当たり	300円
	第6会議室	1時間当たり	150円
	第7会議室	1時間当たり	600円
	多目的ホール	1時間当たり	1,000円
木更津市富来田地域 交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	茶室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	会議室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	300円
	第2研修室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	体育室	1時間当たり	400円
	工芸実習室	1時間当たり	400円
木更津市岩根地域交 流センター	多目的ホール	1時間当たり	600円
	保育室	1時間当たり	150円
	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円

該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。

(1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利又は営業の目的で利用する場合（コワーキングスペース（1人1席利用）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利又は営業の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。

別表第2（第12条第3項）

利用区分	単位	利用料金
多目的ホール用グランドピアノ	1回当たり	3,000円

備考

1 利用料金には、調律を含まない。

2 調律は、利用者の負担とする。

	第3学習室	1時間当たり	150円
	第4学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	300円
木更津市鎌足地域交流センター	図書室	1時間当たり	150円
	学習室	1時間当たり	150円
	工作室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	300円
	研修室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市中郷地域交流センター	調理実習室	1時間当たり	150円
	児童図書室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	150円
	第2研修室	1時間当たり	150円
	第3研修室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	視聴覚室	1時間当たり	150円
木更津市富岡地域交流センター	第1・第2集会室	1時間当たり	300円
	会議室	1時間当たり	150円
	研修室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市文京地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市八幡台地域交流センター	第1・第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円

	和室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市東清地域交流センター	第1研修室	1時間当たり	400円
	第2研修室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	300円
木更津市清見台地域交流センター	和室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	400円
	第2研修室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市畑沢地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市岩根西地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	保育室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市西清川地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室・調理実習室	1時間当たり	300円
	第4学習室	1時間当たり	150円

	保育室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市波岡地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市桜井地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	保育室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表において「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。
 - (1) 1,000円以下の額 5割
 - (2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利又は営業（以下「営利等」という。）の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第10条第3項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市清見台地域交流センター附属体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり	900円
	その他の場合	1時間当たり	3,100円

備考

1 住民等でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 利用者が、入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。

(1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利等の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその10割に相当する額を加算した額とする。

別表第4（第22条第3項）

種別	利用区分	単位	利用料金
木更津市金田地域交流センター	多目的ホール	1時間当たり	1,500円
	イベントスペース	1時間当たり	500円
	1		
	イベントスペース	1時間当たり	500円
	2		

ワークショップ室1	1時間当たり	150円
ワークショップ室2	1時間当たり	150円
調理室	1時間当たり	400円
研修室1	1時間当たり	150円
研修室2	1時間当たり	150円
会議室1	1時間当たり	250円
会議室2	1時間当たり	250円
会議室3	1時間当たり	250円
和室1	1時間当たり	200円
和室2	1時間当たり	200円
コワーキングスペース（1人1席利用）	1時間当たり	50円
ギャラリースペース	1日当たり	1,000円

備考

- 1 住民等でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じてこの表に規定する利用料金（以下この表において「規定利用料金」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。
 - (1) 1,000円以下の額 5割
 - (2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割
 - (3) 5,000円を超える額 15割
- 4 営利等の目的で利用する場合（コワーキングスペース（1人1席利用）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合
の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。

別表第5（第22条第3項）

<u>種別</u>	<u>利用区分</u>	<u>単位</u>	<u>利用料金</u>
木更津市金田地域	多目的ホール	1回当たり	3,000円
交流センター	用グラウンドピ		
	アノ		

備考

- 1 利用料金には、調律を含まない。
- 2 調律は、利用者の負担とする。